

第1種公認陸上競技場付帯による 投てき場公認に関する細則

(総 則)

第1条 公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程（以下「規程」という）第4条に規定する第1種公認陸上競技場の付帯設備の投てき場（以下「付帯投てき場」という）の公認については、陸上競技場公認に関する細則によるほか、この細則に定めるところによる。

(目 的)

第2条 付帯投てき場は、全国大会では国民体育大会など大会期間が4～5日間規模で参加者が多く、競技会の運営に支障がある場合に、ハンマー投の予選や投てき競技の練習場を別会場で実施できるようにするために設置するものである。

(設置の基準)

第3条 付帯投てき場は、つぎに掲げる基準によるものとする。

- (1) 陸上競技場公認に関する細則に規定するつぎの施設を設置する。
①砲丸投 ②円盤投 ③ハンマー投 ④やり投
- (2) 観衆、役員、競技者に対して、安全に対する施設（境界設備のフェンス柵、鉄柵など）を配慮する。
- (3) 投てき場の面積は、7,000㎡以上とする。
- (4) 競技種目のもつ特質（競技規則など）を十分考慮したうえで、敷地の形状、地形、方位などの条件を考慮して決める。
- (5) 着地場所は競技規則の規定による。
- (6) やり投の助走路は全天候舗装とし、勾配は陸上競技場公認に関する細則による。

(公認の手続き)

第4条 公認に関する手続きは、規程の定めのとおりとする。

2. 公認番号は当該第1種公認競技場の枝番号とする。(○○○号—投)
3. 公認期間は、当該第1種公認競技場と同時期が望ましい。

(公認の取扱)

第5条 当該第1種公認競技場の種別の変更あるいは廃止になった時点で、投てき場の公認を取り消す。

2. 既設の投てき場は、次回付帯投てき場の公認継続時に当該細則の要件を満たさなければ公認を取り消す。

付則

1998年11月13日施行	2006年4月修正	2010年4月修正
2011年4月1日改正	2013年4月1日修正	